

市県民税 市民体育センター

税務収納課 ☎66・1116

市県民税の申告対象者

平成28年1月1日現在に市内在住で、次のいずれかに該当し、所得税の申告をしない方が給与所得者

- ・平成27年中に退職した
 - ・2カ所以上から給与を受けた
 - ・給与以外に所得があった
 - ・雑損控除、医療費控除などを受ける など
 - 公的年金などの受給者
 - ・年金以外に所得があった
 - ・支払元に扶養控除等申告書を提出していない
 - ・社会保険料控除や生命保険料控除などを受ける など
 - 営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
- ※所得がなくても、国民健康保険税の軽減適用などのため申告が必要となる場合があります。申告書が送付された方は、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入して提出してください。

申告書の送付

1月下旬
※昨年、申告相談会場にて市県民税の申告書を作成した方は、お知らせハガキを送付します。

税理士による無料税務相談所

次の方は税理士による無料税務相談所をご利用ください。
① 給与所得者、年金受給者
② 平成26年分の所得金額が300万円以下の方(分離所得が含まれる場合は除く)
③ 平成27年分の消費税の基準期間(平成25年分)の課税売上高が3千万円以下の方で、かつ②に該当する方

※事業所得・不動産所得の申告も可能ですが、決算書・収支内訳書を作成してお越しください。

郵送での提出

申告書を記入の上、税務収納課(〒443-8601)へ。



還付される場合

所得税の申告の必要がない方でも、申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・多額の医療費を支払った
- ・年の途中で退職し、再就職していない など

お忘れなく

復興特別所得税の記入・加算
復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のために必要な財源を確保するための特別措置税です。申告書作成の際には、記入と加算ができているか確認をお願いします。

マイナンバーは必要ですか？

今回の申告では、マイナンバーの記載欄はありません。そのため、申告時に個人番号カードをお持ちいただく必要はありません。



所得税の確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます !!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

申告書の作成には、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した申告書は印刷して税務署に郵送などにより提出してください。

また、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出することもできます。

国税庁ホームページ **作成コーナー** で検索

ネットでスマート!確定申告

